

入札説明書兼仕様書

この入札説明書兼仕様書は、さいたま市産業創造財団（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 窓口相談用動画制作業務

2. 履行場所 さいたま市他

3. 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日

4. 目 的

これから創業を目指す方、創業間もない方等（以下「創業者等」とする。）の対象者が動画を視聴し、事業経営に必要な知識の習得することを目的する。

5. 事業の概要

本業務は、創業者等が事業経営に必要な知識を習得できるセミナー動画を作成する。また動画においては、Zoom 等のウェビナーやインターネット上の専用サイト等で視聴できるものとする。

6. 業務内容

受託者は、企画（制作動画の内容は委託者と協議のうえ決定する）、動画構成、台本作成、演出、出演者との調整、素材作成（イラスト、CG、テロップ等）、撮影、編集、ナレーション、収録、BGM 音源制作または選曲等、動画制作にかかる作業、及び動画の内容に関連する作業を行うこととする。

7. 動画制作の内容

1)企画・脚本・脚色・構成

- ① 受託者は動画の制作においては、委託者と協議を行い、承認を受けたうえで制作するものとする。
- ② 制作する 1 本あたりの動画の時間は 60 分程度とする。

2)撮影

- ① 受託者は事前に撮影場所の許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続きと交渉を行うものとし、それにかかわる費用については受託者の負担とする。

- ② 撮影機材は、放送業務用 フル HD の規格以上を使用すること。なお、移動手段、消耗品等の動画制作に関わる費用については受託者の負担とする。出演の交渉・調整は本委託の範囲内とする。
- ③ 受託者の事務所以外での撮影等は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し、2 名以上で行うものとする。
- ④ 演者（セミナー講師）については、委託者が手配する。日程調整等については受託者が行うものとする。

3) 録音・編集

- ① 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作するものとする。なお、録音・編集作業は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- ② 編集は フル HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集および MA（整音等）作業をすることとする。
- ③ 受託者が既に保有している映像資料を使用する場合は、委託者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像資料の対価は無償とする。
- ④ 制作した動画は Zoom 等のオンラインでの放映や YouTube 等の Web サイトにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にするものとする。

4) 予定制作本数

本業務では 60 分程度の動画を 2 本制作するものとする。

5) 業務報告・納品

制作する動画は、それぞれの撮影日より 5 週間以内に納品することとする

- ① 納品する配信データは以下の仕様を満たすものとする

解像度：1920×1080（フル HD）以上

フレームレート：30fps または 60fps

ビットレート：

動画データ：5Mbps～10Mbps（H. 264 圧縮推奨）

音声データ：128kbps～320kbps（AAC フォーマット推奨）

ファイル形式：

YouTube や Zoom ウェビナー、ホームページ等で再生可能な以下の形式とする

WMV、MPEG4（拡張子：.mp4）、MOV

音声仕様：ステレオ音声（2ch）、サンプルレート 48kHz

3 種類（YouTube、Zoom などのウェビナー およびホームページで再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOV））

② 次の内容を添付すること

- ・撮影データ（未修正・未編集もの）・・・動画の正誤確認用
- ・DVDディスク・・・5枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）

8. 検査

制作した動画は、委託者の立会いによる試写（以下「検査」という。）を行い、委託者の承認を受けるものとする。また、検査において委託者から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、委託者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を行わなければならない。

9. データの保護・著作権について

1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また委託者が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

2) 第三者提供の禁止

受託者は、委託者が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者から提供された資料等を委託者の許諾なく複写または複製してはならない。

4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを委託者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

6) 著作権の帰属

納入した成果物に係る一切の権利は委託者に帰属する。

7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

8) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、委託者は映像や画像の差し替え等の編集を行

えるものとする。

9) 文字の編集

契約終了後も2回は軽微な文字編集が行えるものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。